

り災証明書交付事務取扱基準

第1 趣 旨

この基準は、り災証明書交付事務（以下「本事務」という）の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 本事務の根拠等

本事務について定めた法令上の規定はないが、防災に関する事務が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条、災害対策基本法等に基づいて、住民に最も身近な市町村への事務とされていることから、災害対策の一環として本市の公共事務として取り扱うものであり、公益上行政能率上及び事態収拾上、有効かつ適切なものと認められる範囲に限って行う。

第3 証明の対象

基本的には、国の行政機関及び他の地方公共団体の権限に属さない事項で、市長において確認できる範囲のものについて証明するものである。

具体的には、災害救助事務として市長が確認できる程度の災害について証明するものであり、当面特別の事情がある場合を除き、住家の被害については全壊（全焼）、半壊（半焼）、床上浸水等見舞金支給の対象となる程度の災害を証明の対象とするものである。

なお、火災によるり災証明書については、浜松市消防本部の組織に関する規則（昭和39年浜松市規則第42号）第3条に基づき消防機関が交付するので原則として取り扱わない。

第4 り災状況の認定基準

り災状況の認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官通知）に基づく基準を使用するものとする。

第5 手数料

本事務に係る手数料については、災害により特別の経済的負担を余儀なくされること、本市から見舞金の交付を受けることもあること、市民税等においても災害による減免制度が存在すること等の状況を考慮し、浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）第6条の免除規定を概括的に適用するものとする。

第6 調査方法

り災証明書は、申請人の申請に基づき交付するものとし、交付にあたっては次の調査等を行うものとする。

- (1) り災調査原票等との照合
- (2) 関係機関等の事実証明及び地元自治会長の証明
- (3) 実地調査

第7 様 式

- 1 り災証明願（第1号様式）

2 ㊦災証明書 (第2号様式)

3 災害判定再調査依頼書(第3号様式)

第8 実施日

昭和59年 4月 2日

一部改正

平成12年10月 1日

一部改正

平成18年 4月 1日

一部改正

平成20年 1月 1日

(第1号様式)

り災証明願

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市区長

申請者 住所

氏名

印

住 所	浜松市 区			
世帯主氏名				
り災場所	浜松市 区			
り災年月日	平成 年 月 日			
り災原因				
被害の程度				
り災世帯の構成員	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
り災場所 申請資格	持家 居住者 借家 居住者 (所有者名:) 貸家 家 主			
り災建物の 所 在 地	浜松市 区 町 丁目 番地 番 号 (マンション等名称)			

(第2号様式)

り災証明書

浜 第 号
平成 年 月 日
浜松市 区長 印

次のとおり証明します。

住 所	浜松市 区			
世帯主氏名				
り災場所	浜松市 区			
り災年月日	平成 年 月 日			
り災原因				
被害の程度				
り災世帯の構成員	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	



(第3号様式)

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市区長

災害判定再調査依頼書

申立人 住 所

氏 名 ⑩

(TEL)

平成 年 月 日付でされた下記の判定について、不服があるので再調査を依頼します。

記

判定内容

判定通知を受けた日

平成 年 月 日

再調査依頼書の趣旨及び理由

.....
.....
.....